

不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の実施状況

1. 事業の概要

(1) 目的

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）附則第3条の規定に基づく同法施行状況の検討等を行う産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器ワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合が公表した「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（平成20年2月）において、「不法投棄対策未然防止について積極的に取り組む市町村に対し、メーカー等が資金面も含め協力する体制を構築することの必要性」及び「離島における収集運搬の改善策として、一定の要件を満たしているものについて海上輸送コスト等についてメーカー等が資金面を含めた協力を行うこと」の指摘があった。

その指摘を受け、製造業者等から（財）家電製品協会（以下「協会」という）に2つの協力事業の取り組みを求める要請があり、協会は、本事業の中立的かつ公正な運用を図るため、第三者委員会を組織し、第三者委員会の決定した政策等の下で、協会は、本事業に取り組んでいる。

(2) 不法投棄未然防止事業協力の概要

市町村又は特別区（以下「市町村等」という。）の区域の全部又は一部の地域において不法投棄される廃棄物の量を大幅に削減することを目的として、廃棄物の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された廃棄物を回収し、製造業者等（当該廃棄物に係る製造業者等が存しないとき、又は当該廃棄物に係る製造業者等を確認することができないときは、指定法人）（以下「再商品化等実施者」という。）に引き渡す事業を実施する又は実施しようとしている市町村等に対して、協会は、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、第三者委員会基本方針及び不法投棄未然防止事業協力実施要項等に基づく助成金の交付を行う。

(3) 離島対策事業協力の概要

離島地域において排出等される廃棄物を当該地域から指定引取場所（指定法人の引き取る場所を含む。以下同じ。）まで輸送するために要する費用を削減することを目的として行う次に掲げるいずれかの事業を実施する又は実施しようとしている当該地域に係る市町村に対して、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、第三者委員会基本方針及び離島対策事業協力実施要項等に基づく助成金の交付を行う。

- (イ) 離島地域（離島4法（離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法）対象の地域）において廃棄物を引き取った又は回収した場所から指定引取場所までの当該廃棄物の輸送を別に定める効率的な方法により行い、当該指定引取場所において当該廃棄物に係る再商品化等実施者に当該廃棄物を引き渡す事業（以下「輸送事業」という。）であって（ロ）以外のもの。
- (ロ) 輸送事業に係る海上輸送に要する費用の全部又は一部に相当する額の補助金を、当該海上輸送を行う者（当該海上輸送を行う者が第三者に当該海上輸送を委託して行っているときは、当該委託をした者）に対して交付する事業。

2. 事業協力の実施状況

(1) 平成21年度事業協力の状況

1) 公募期間

第一次公募：平成20年8月28日から10月27日まで

第二次公募：平成21年2月2日から6月30日まで

2) 事業実施期間

- ・不法投棄未然防止事業協力のうち防止事業：平成21年2月1日以降に始まり、平成22年1月31日以前に終わる連続した期間
- ・不法投棄未然防止事業協力のうち引渡事業：上記防止事業の期間内の3か月以内の連続した期間
- ・離島対策事業協力：平成21年2月1日から平成22年1月31日までの期間

3) 不法投棄未然防止事業協力に係る助成金の交付等に関する覚書締結市町村数

離島対策事業協力に係る助成金の交付等に関する覚書締結市町村数

		平成21年度 不法投棄未然防止事業協力 市町村数	平成21年度 離島対策事業協力 市町村数
覚書 締結	第一次	30	16
	第二次	12	2
	計	42	18

(平成21年11月20日現在)

不法投棄未然防止事業協力 覚書締結市町村

- ・北海道札幌市
- ・北海道北斗市
- ・岩手県陸前高田市
- ・岩手県紫波町
- ・秋田県三種町
- ・栃木県佐野市
- ・千葉県千葉市
- ・東京都あきる野市
- ・神奈川県横浜市
- ・神奈川県川崎市
- ・神奈川県藤沢市
- ・神奈川県愛川町
- ・福井県敦賀市
- ・岐阜県岐阜市
- ・静岡県函南町
- ・愛知県名古屋市
- ・愛知県豊明市
- ・愛知県日進市
- ・愛知県東郷町
- ・愛知県幸田町
- ・三重県四日市市
- ・三重県名張市
- ・滋賀県彦根市
- ・滋賀県野洲市
- ・滋賀県多賀町
- ・京都府舞鶴市
- ・兵庫県神戸市
- ・兵庫県宝塚市
- ・奈良県生駒市
- ・奈良県香芝市
- ・奈良県斑鳩町
- ・和歌山県和歌山市
- ・鳥取県三朝町
- ・愛媛県松山市
- ・愛媛県愛南町
- ・福岡県北九州市
- ・福岡県福岡市
- ・福岡県大野城市
- ・長崎県島原市
- ・沖縄県豊見城市
- ・沖縄県うるま市
- ・沖縄県伊平屋村

離島対策事業協力 覚書締結市町村

- ・北海道奥尻町
- ・東京都大島町
- ・東京都利島村
- ・東京都神津島村
- ・東京都御蔵島村
- ・東京都八丈町
- ・東京都小笠原村
- ・鹿児島県薩摩川内市
- ・鹿児島県奄美市
- ・鹿児島県三島村
- ・鹿児島県屋久島町
- ・鹿児島県瀬戸内町
- ・鹿児島県喜界町
- ・鹿児島県徳之島町
- ・鹿児島県和泊町
- ・鹿児島県与論町
- ・鹿児島県知名町
- ・沖縄県宮古島市

4) 事業規模

不法投棄対策未然防止事業協力 上限額 165百万円

* 助成率は、防止事業50%・引渡事業100%

離島対策事業協力は、助成単価のみが設定され、上限額は設定されていない。

4品目それぞれの助成単価と輸送計画台数は、次の通り。

・平成21年度助成単価：エアコン	240円～1,840円
テレビ	210円～3,250円
冷蔵庫・冷凍庫	340円～4,120円
洗濯機	340円～2,020円

平成21年度輸送計画台数の総計 18,932台

(2) 平成22年度事業協力の状況

1) 公募期間

平成21年7月1日から9月30日まで

2) 事業実施期間

- ・不法投棄未然防止事業協力のうち防止事業：平成22年2月1日以降に

始まり、平成23年1月31日以前に終わる連続した期間

- ・不法投棄未然防止事業協力のうち引渡事業：上記防止事業の期間内の3か月以内の連続した期間
- ・離島対策事業協力：平成22年2月1日から平成23年1月31日までの期間

3) 不法投棄未然防止事業協りに係る助成金の交付等に関する覚書締結市町村数

離島対策事業協りに係る助成金の交付等に関する覚書締結市町村数

	平成22年度 不法投棄未然防止事業協力 市町村数	平成22年度 離島対策事業協力 市町村数
覚書締結	40	19

(平成21年12月7日現在)

不法投棄未然防止事業協力 覚書締結市町村

- ・北海道札幌市
- ・岩手県紫波町
- ・岩手県矢巾町
- ・秋田県三種町
- ・群馬県前橋市
- ・千葉県千葉市
- ・東京都八王子市
- ・東京都あきる野市
- ・神奈川県横浜市
- ・神奈川県藤沢市
- ・神奈川県愛川町
- ・愛知県名古屋市
- ・愛知県小牧市
- ・愛知県日進市
- ・愛知県幸田町
- ・三重県四日市市
- ・三重県伊賀市
- ・滋賀県彦根市
- ・滋賀県野洲市
- ・京都府舞鶴市
- ・兵庫県神戸市
- ・兵庫県宝塚市
- ・奈良県生駒市
- ・奈良県香芝市
- ・奈良県斑鳩町
- ・和歌山県和歌山市
- ・鳥取県米子市
- ・愛媛県松山市
- ・愛媛県愛南町
- ・福岡県北九州市
- ・福岡県福岡市
- ・福岡県中間市
- ・福岡県大野城市
- ・福岡県芦屋町
- ・福岡県水巻町
- ・福岡県岡垣町
- ・福岡県遠賀町
- ・長崎県島原市
- ・大分県別府市
- ・沖縄県糸満市

離島対策事業協力 覚書締結市町村

- ・北海道奥尻町
- ・東京都大島町
- ・東京都利島村
- ・東京都神津島村
- ・東京都御蔵島村
- ・東京都八丈町
- ・東京都小笠原村
- ・鹿児島県西之表市
- ・鹿児島県薩摩川内市
- ・鹿児島県奄美市
- ・鹿児島県三島村
- ・鹿児島県屋久島町
- ・鹿児島県瀬戸内町
- ・鹿児島県喜界町
- ・鹿児島県徳之島町
- ・鹿児島県和泊町
- ・鹿児島県与論町
- ・鹿児島県知名町
- ・沖縄県宮古島市

4) 事業規模

不法投棄対策未然防止事業協力 上限額 157百万円

* 助成率は、防止事業50%・引渡事業100%

離島対策事業協力は、助成単価のみが設定され、上限額は設定されてい

ない。

4 品目それぞれの助成単価と輸送計画台数は、次の通り。

・平成22年度助成単価：エアコン	240円～2,110円
テレビ	210円～3,250円
冷蔵庫・冷凍庫	280円～4,120円
洗濯機・衣類乾燥機	280円～2,020円
平成22年度輸送計画台数の総計	21,576台

3. 昨年度来の自治体の意見などを受け、本年度、工夫を図った点

- (1) 平成22年度公募にあたり、市町村の事務負担の軽減を図るために下記の対応が行われた。
 - 1) 応募申請書記載に際してのポイント等を解説した、応募申請書の記載ガイドラインが新たに作成され、ホームページに掲載された。
 - 2) 記載しやすいように応募申請書の様式が一部修正された。
- (2) 平成22年度公募に先立ち、全国市長会・全国町村会・全国都市清掃会議・日本離島センター・日本自治団体労働組合に公募の周知依頼文書がパートナーシップ事務局より送付された。